

平成26年2月3日

【事務局】 それでは、定刻になりましたので、会議を始めさせていただきます。本日は大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。よろしくお願いいたします。それでは、着席しまして進めさせていただきます。

本日は、マスコミ等の取材希望がございますので、ご了承いただきたいと思います。それから、カメラ撮りにつきましては、事前をお願いしてありますように議事に入るまでとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

本部会の議事につきましては、分科会に準じて、プレスを除き、一般には非公開となっております。また、議事録は委員のお名前を伏せた形で、後日国土交通省のホームページにおいて公開することといたしたいと存じますので、ご了承いただきたいと思います。

まず最初に、資料の確認をさせていただきます。お手元の議事次第の次の紙に配付資料一覧があるかと思えます。資料1が委員名簿、資料2が、今日の議題でございます第二次報告の案でございます。資料3がその概要の案でございます。それから、参考資料1として、いわゆるパブリックコメントを実施いたしました結果の概要と、それに対応した対応でございます。それから、参考資料2がこれまでまとめたいろいろな資料集でございます。それから、参考資料3がパブリックコメントを踏まえた修正、いわゆる見え消しの報告書、報告案の見え消しバージョンでございます。

それから、委員の先生方のお手元には、パブリックコメントの前にいただきましたいろいろなご意見、先生方からいただいたご意見と、その対応についても配付しております。

以上でございますが、欠落等ございましたら事務局までお申し出いただきたいと思えます。よろしいでしょうか。

それでは、定足数の確認をさせていただきます。本日は建築分科会委員、それから、臨時委員の計14名中、12名の先生にご出席いただいております。社会資本整備審議会令第9条によりまして、本部会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、本日は、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員におかれましては、ご欠席とのご連絡をいただいております。なお、〇〇委員は少し遅れられているようでございます。

本日は諮問事項でございます「今後の建築基準制度のあり方について」の第二次報告に

つきまして、ご審議いただくこととしております。

それでは、これからの議事運営につきましては、部会長、よろしくお願いいたします。

**【部会長】** はい。委員の皆様方には大変お忙しいところ、本部会にご出席いただきまして、ありがとうございます。それでは、ただいまから第12回建築基準制度部会の議事に入りたいと思います。

本日の議案は、平成24年の8月10日に国土交通大臣より、社会資本整備会長の福岡委員長のほうに諮問がありまして、内容は「今後の建築基準制度のあり方について」ということでございます。

同年、平成24年になります8月24日付にて社会資本整備審議会、福岡会長から、建築分科会長の私宛てに、「今後の建築基準制度のあり方について」ということで付託をいただいて、建築分科会の中にこの建築基準制度部会を設けて審議をしてまいったところでございます。

その諮問事項について、ただいま国土交通大臣から社会資本整備審議会長、審議会長から建築分科会長宛てということで、「今後の建築基準制度のあり方について」のうち、「木造建築関連基準等のあり方」、それと、「効率的かつ実効性ある建築確認検査制度のあり方」、それらにつきまして調査審議を行った上で、建築基準制度部会、本部会の第二次報告として、取りまとめを行いたいと考えております。

それでは、まず事務局より、お手元資料、少し厚い資料がございますけれども、幾つかございますが、議事次第案の1番、「木造建築関連基準等の合理化及び効率的かつ実効性ある確認検査制度等の構築に向けて（第二次報告）（案）」について、ご用意いただきました資料について、事務局のほうからご説明いただきたいと思っております。

これは事務局のほうからよろしくお願いいたします。

**【事務局】** 私のほうから資料につきまして説明させていただきます。本日ご審議いただくのは資料2になりますが、内容につきまして、前回からの修正点を含めて、まず説明をさせていただきたいと思っております。このため資料といたしましては、参考資料3、これを中心にしまして、あと、参考資料1がパブリックコメントで出てきたものについての整理でございます。この2つを中心に説明をさせていただきたいと思っておりますので、この参考資料3と参考資料1をまず前のほうに出していただければありがたいかと思っております。

まず参考資料3でございますが、これは12月18日に第10回の制度部会がございました。その際に配付いたしました第二次報告案からの変更点を赤字、青字で示したもので

ございます。この12月18日の案につきましては、審議会の出されました意見、また、その後、委員の皆様方から年末にかけていただきました意見に関しまして、内容を精査の上、修正をさせていただきます。この内容につきましては、各委員にご確認いただいた上でパブリックコメントをし、また、そのパブリックコメントと並行していただいた意見につきましても、必要なものについて反映をしたものが本日のものとなってございます。

このため参考資料3で、修正点を含めて、パブリックコメントの反映の中身につきまして説明をさせていただきます。

では、参考資料3を開いていただきまして、4ページをお願いいたします。参考資料3の4ページから順番に説明させていただきます。

まず1つ目は、木造建築関連基準等のあり方に関してでございます。

1の現状と課題等に関しましては、これにつきましては、木造建築の現状の基準の状況につきまして、説明をさせていただいているところでございます。ここについては、変更点ございません。また、パブリックコメント等でも特段の意見ございませんでした。

2番目、木造建築関連基準等の整備促進に向けて早急に取り組むべき施策に関してでございます。

これに関しましては、木造建築物の耐火性等に関する検証の成果等を踏まえまして、建築基準法21条2項及び27条の建築物の規模、階数に応じて構造を規制する基準について合理化を図るということ。また、この導入に関しまして、新技術の導入の円滑化、設計の自由度向上のため、これらの基準について性能規定化を図るといような理由について、示してございます。

これに関しては、参考資料1をお願いいたします。参考資料1で、パブリックコメント、何点か意見をいただいております。参考資料1でございますけれども、2ページのところでございますが、これにつきましては、木造の見直しに関しまして、賛成という意見。一方、この安全は非常に重要であるということ。また、趣旨が不明。木造の今回改正を行う意義が不明であるといようなご意見を言っていただいております。

これに関しましては、パブリックコメントのほうの2ページに書いていますように、公共建築物の法律を受けまして今回促進するといものであること。また、実大火災実験等の検証結果を踏まえた解析であるといことで、原文の維持でいかがかといことで整理させていただきます。

続きまして、今回の報告案のほうの5ページに戻っていただけますでしょうか。次が2

番目、効率的かつ実効性ある確認検査制度等のあり方に関してでございます。

まずこれは1番の(1)、ここにつきましては、建築基準法の一連の確認・検査の流れについて説明をさせていただいているものでございます。

(2)が構造計算適合性判定制度、これにつきまして、現状の説明をさせていただいてございます。

具体的な中身は、次の6ページの①からになります。まず①は、構造計算適合性判定の手続きに関しまして、説明をさせていただいてございます。これに関しましては、委員の皆様方から内容に関しましてもう少し明確にすべきという点で、幾つかの修正をしております。最終的に大幅な見直しや、再申請を減らすためには、建築計画全体の設計に大きく影響する構造計算の判定業務を確認審査の最初の段階で行うことが効果的ではないか。効果的であろうということ。また、構造計算適合性判定の質の確保が課題となっているということを内容として書かせていただいております。

これに関しましては、パブリックコメントのほうの横の表の3ページになります。これに関しましても、幾つかのご意見をいただいております。

一つは、この適判が長期化につながるというのは、現状をあらわした記載ではもう既がないのではないかとということ。設計図書の不整合ですとか、構造計算と構造図の不整合が大きくて、審査の手戻りが多いというふうには必ずしも言えないのではないかとということ。この辺に関しましても、いろいろな今までの調査、ヒアリング等を通じて反映している内容であるということで、原文の維持という案を示してございます。

続きまして、また本文のほう、6ページに戻っていただけますでしょうか。本文の6ページ、適判機関の指定に関してでございます。これに関しましては、まず適判機関の指定が都道府県知事が行うことになっているということをきちっと記述すべきではないかとということで、6ページの上の3行の修正がされてございます。

続きまして、7ページをめくっていただきまして、この適判機関の指定に関しましては、7ページの一番丸の最後のところ、15行目のあたりでございますが、適判の業務地域の効率化や、都道府県知事における監督体制の実態を踏まえて、的確に機関を監督する体制整備が必要になっているという整理を述べさせていただいております。

これに関しましても、パブリックコメントを幾つかいただいております。パブリックコメントの次の4ページをお願いいたします。4ページの一番上の②のところでございますが、行き過ぎた審査日数の短縮は、審査の質の低下につながるということが懸念される

のではないかとということがご意見としていただいております。

これに関しましては、審査日数の短縮を目的としたものではなく、確認審査を効率的かつ実効性のある制度とすることを目的として検討したものであるということを示して、ということで、原文維持でいかがかということにしております。

続きまして、本体のほうでございます。③構造適判の対象についてでございます。これにつきましては、小規模なもの、以前の案ですと、小規模なものをルート2から外す。要するに、小規模をルート2ではなくすというような趣旨ではないかというようにとれるのではないかとご指摘がございました。そのために多少、そこも明確にするために、赤字のような追記をさせていただきます。ルート2に関しまして、高さ31メートル以下で、柱や壁が比較的バランスよく配置されたもの、こういうものが対象になっているということ。実際には、比較的規模の小さいものが対象に適用されているということ。また、ルート2は、限界耐力やほかのルート3に比べますと簡易な検証方法となっているということを明確に追記させていただきます。

この③に続きまして、8ページのところまで続いてございます。これに関しまして、8ページの16行目、17行目のあたりでございますが、結論的に、審査側の審査能力に応じて、構造適判の対象の合理化を検討する必要があるのではないかとご整理をさせていただきます。

これにつきましても、パブリックコメントで、適判の対象外とする根拠は不十分ではないかというご意見をいただいておりますが、これに関しましても、十分な調査等で一定の対象は可能であるということを検討した上での結論とさせていただいているところでございます。

続きまして、④構造計算適判員の充足状況につきましての記述でございます。

9ページに回っていただけますでしょうか。9ページに関しましても、この適判の充足のところの記述が全く新しい仕組みをつくるというものなのか否か、非常にわかりにくいのではないだろうかというご指摘がございまして、これについて、赤字の9ページの上の3行目からの記述の追記をさせていただきます。構造適判員は現在、建築物の構造に関する専門的知識と技術を有する大学教授等のほか、大臣がこれを同等以上の知識、経験を有する者とさせていただきます。これまでに一定の講習を受講した2,300人が適判員として認められていますが、平成20年以降は、この適判員は認められていないという状況でございまして、適切な能力を有する適判員を継続的に確保するための仕組みが必要

だということでございます。これについては特にパブコメではございませんでした。

続きまして、(3) 専門性の高い分野における確認審査についてでございます。昇降機等に関する記述でございます。これに関しまして、昇降機等に設けられる制動装置、制御器の性能が確実に発揮できるかどうかの審査につきましては、機械・電気に関する専門的な知識を有する者が関与する審査のあり方を検討する必要があるという内容を記述してございます。

これに関しましては、パブリックコメントのほうに関しましても、幾つかのご意見をいただいております。

一つは、まず公正さを担保するためには、専門家といっても、この確認審査は法律の範囲内できちんと行うというのが必要ではないかということ。また、大臣認定の積極的な活用を含めて、具体的にどのような審査のあり方を検討する必要があるという、審査のあり方に関する幾つかのご指摘をいただいております。

これに関しましては、当然ながら確認審査、どのような形であれ、法令に基づいて客観的な形で行うというものでございます。また、このような形で、建築主事に求められている知識を超える場合があるので、専門家による審査が必要だというような考え方を整理した上で、原文を維持という形にさせていただいております。

続きまして、本体の9ページのほうに戻っていただけますでしょうか。9ページ、(4) 確認審査制度における手続き等に関してでございます。

まず計画変更についてでございます。計画変更に関しましては、軽微な変更の、本来は、計画変更の場合は、審査の計画変更の手続きが必要になるわけですが、38行のところに、軽微な変更の内容について実際の建築工事の実態を踏まえた見直しが必要となっているというような記述をさせていただいております。これについてパブコメ等の意見はございませんでした。

続きまして、②の型式適合認定についてでございます。これに関しましては、型式適合認定、型式内容の変更に関して柔軟に対応できるような制度のあり方を検討する必要があるという内容の記述をここでさせていただいております。

これに関しましては、パブリックコメントの意見をいただいておりますが、基本的には、型式適合認定を更新すると時間がかかるので、制度のあり方を検討してほしいという、是非積極的な対応をとというようなご意見をいただいております。

続きまして、③の仮使用承認についてでございます。仮使用につきましては、以前の案

ですと、仮使用は現在、特定行政庁のみしかできないということがわかりにくいというご指摘がございました。このため③の仮使用承認のところ、赤字のところ、19行目のところでございますが、特定行政庁（完了検査の申請が受理された後においては建築主事）のみが行うことができる行為であり）ということを明記してございます。

これの結果、この部分につきましては、仮使用承認が円滑に進むよう、手続きのあり方を検討する必要があるという内容を記載させていただきます。これに関しましてもパブリックコメントをいただいておりますが、やはり仮使用承認を確認、完了検査の手続きを実施する機関、これと同一の機関で行えるようにしてほしいというようなご意見で、このようなものも必要性があるというご意見をいただいております。

続きまして、(5)でございます。定期調査・検査報告制度及び維持保全についてでございます。

まず①の定期調査・検査報告制度でございますが、34行目のところでございますが、不特定多数の方、高齢者の要配慮者が利用する建物などに、特に安全性の確保を徹底すべきものが必ずしも指定されていないこと。続きまして11ページでございます。11ページの4行目のところですが、防火設備については、その構造が高度化していることから、調査者の専門能力の確保が課題となっていること。また、10行目のところでございますが、懲戒処分を行う規定がないことなどが、制度の実効性を確保する上で課題となっていることを記載させていただいております。

13行目、昇降機等の維持保全に関しましては、この維持保全、運行管理といったレベルでは、法的な位置づけがなく、必ずしも十分に徹底されていない現状にあるということをご記述させていただいております。これについては特段のパブリックコメントはございません。

21行目でございます。効率的かつ実効性ある確認制度等のあり方に早急に講ずべき施策、ここからが早急に具体的にどのようなことをやるかという話でございます。早急に講ずべき施策についてでございます。まず24行目、(1)のところでございますが、適判の実施についてでございます。適判につきましては、引き続き建築物の安全性の確保を図るべく存続すべきであるが、申請者及び審査者双方にとりまして、より効率的かつ実効性のある制度への見直しを図るべきであるという、まず頭に書いてございます。

これにつきましては、パブリックコメントを幾つかいただいております。パブリックコメントの横の表の6ページでございますが、まず6ページの(1)のところございま

すが、1つ目、「審査を複層的に行う」ことを継続することを明記すべきではないか。これにつきましては、適判を引き続き存続するというのがこの複層的に行うことと同意であることから、原文で適切だと。また、制度の見直しにつきましては、ようやく定着してきたものが、制度創設時のような混乱が生じると懸念するというところでございますが、これは周知徹底の基本的な話だろうということで、原文の維持ということにさせていただいております。

また、確認審査と構造適判の同一機関での実施につきましては、この確認審査を同一機関で行うべきではないというご意見と、同一の機関で行ってもよいので、今後の検討課題としてほしいという、両方のご意見がございました。これにつきましては、これはこれまで議論されてきたことでございますが、これまで同様に確認審査とは別の機関で行うことを前提とし、議論の上ということでございましたので、原文の維持という形にさせていただいております。

続きまして、本体のほうへまた戻ります。11ページの30行のところでございますが、構造計算適合性判定の手続きの見直しについてでございます。これは今のところとダブリますが、確認審査とは別の機関、各法人で行うことを前提とするということ。また、建築主が指定構造計算適合性判定機関を選択し、直接申請する仕組みとすることで、より早い段階で構造計算の審査が行うことができるよう見直しを行う。審査請求または異議申立てを行うことができる仕組みを導入するという内容でございます。

37行目ですが、2以上の都道府県で業務を行う機関につきましては、国が機関の指定、監督を行うことができることとし、その上で都道府県知事が業務を代行させることを選択できるものという内容でございます。

これに関しましては、パブリックコメント、これも幾つかいただいております。横の表のほうの7ページでございますが、まず①のところ、適判の見直しにつきましては、直接申請する仕組みに賛成ということの意見と、2つの申請を行うことになるので、負担増になる場合があるのではないかと、反対のご意見がございました。また、申請する機関の選択肢をもっと増やすというものもございました。

これに関しましては、ダブルチェックであるということは特に変わらないということ。また、今回の仕組みにより適判機関の責任が明確となり、制度の実効性を高めることになるのではないかと、このように考えられると。このような観点から、原文の維持という形の案とさせていただいております。

また、2以上の都道府県で業務を行う機関に関しまして国の指定のものでございます。これは国が統一のルールのもとに監督するもので、賛成であるということ。国が機関の指定、監督等を実施することに現在の都道府県で十分行われているんじゃないかということで、反対というご意見。また、都道府県が、国が指定した機関に立入検査等が行えるようにしてほしいというご意見。これにつきましても議論がこれまたございましたが、複数の都道府県で業務を行う機関、大臣が指定して、的確に監督する体制を整備することが現段階では必要なのではないかとということで、原文の維持とさせていただきます。

これが①に関してでございます。

また、行ったり来たりで恐縮ですが、本体の12ページをお願いいたします。12ページ、②の3行目のところです。②の構造適合性判定制度、今度は対象の見直しについてでございます。ルート2について、十分な審査能力を有すると判定された建築主事等が審査を行う場合につきましては、このルート2を適判の対象外とする。また、引き続き、審査能力が十分でない方に対して審査能力の向上に努める必要があるとしているものでございます。

これにつきましては、上のほうの赤字、「十分な審査能力を有する」というものについては、どのような審査能力が必要なのか明示すべきというご意見に対しまして、ルート2についての十分な審査能力が必要ということを記載させていただきます。

また、下のほうの7行目のところでございますが、審査側の審査能力向上は常に必要であるということで、「引き続き、審査能力が十分でない者」云々という記述を追記してございます。

②に関しましては、中身は以上でございます。

②の関係については幾つもいただいております。まずパブリックコメントの横の表の7ページをお願いいたします。適判の対象の見直しに関しまして、このような審査能力がある主事がいるか、いないかによって手続が異なるので、混乱のないように制度を運用する必要があるのではないかと。資格制度が複雑化するのではないだろうかというようなご指摘をいただいております。これは十分な審査能力を有すると判定された主事なのかの情報適切に開示する仕組みのお話であろうと。また、新たな資格をつくるものではないというもので、原文の維持とさせていただきます。

パブリックコメントの横表、1ページめくっていただきまして、8ページ、ルート2の話につきまして、ルート2を外すことについて賛成、反対という、両方のご意見をいただ

いてございます。また、この適判の対象外の範囲を広げるべき、むしろ狭めるべき、両方のご意見をいただいております。

これに関しましては、一律に適判の対象を合理化するものではなくて、十分な審査能力を有すると判定された方を、判定された主事等が審査を行う場合に限って対象外とするものであるということ。保有水平耐力のルート3とか限界耐力、こういうものは高度な検証方法で難しいのではないかとということで、今回、ルート2を前提に議論した結果であるということで、原文の維持という整理し、案とさせていただきます。

また、パブリックコメント、9ページのほうにも②の関係が、適判の対象の見直しの話がございます。このエキスパンションジョイントの関係ですとか、幾つかの賛成、反対のご意見がございますが、これに関しましては、原文の維持という形で整理させていただきます。

また③、今度、適判の質の確保に関しましては、資格制度の話。先ほどのご意見で、現状との関係をもう少し明確にというご意見がございました。それはこの中身のほうの話も同様でございます。これまで国土交通大臣が大学教授等と同等以上の知識、経験を有する者を認める制度を改めて、国による資格検定、登録等によりまして、継続的に資格者を確保できる制度を導入するというふうにしているものでございます。

続きまして、縦の本体の表の12ページでございます。12ページの(2)専門性の高い分野における確認審査方法の見直しについてでございます。これは昇降機等に設ける制動装置、制御器等の性能につきまして、大臣の認定の対象といたしまして、機械・電気に関する専門的な知識を有する方が審査する仕組みの導入を検討する必要があるのではないかとございます。

これにつきましても、わりと具体的な、どのようなものを想定するのかですとか、実際の民間機関の活用も対象にしてくださいというようなご意見がございました。実務的な内容でございましたので、原文の維持という形で整理をさせていただきます。

続きまして、(3)になります。30行目のところですが、(3)建築確認制度における手続きの合理化についてでございます。まず計画変更の合理化に関しましては、軽微な変更の対象につきましては、「再検証を行い見直しを行う必要がある」とございます。以前、「再検証を行う必要がある」という形で、その後どうするのか、具体的に明確ではないのではないかとご意見をいただきまして、再検証を行い、見直しを行う必要があるという記述に変えさせていただきます。

また、②型式適合認定の合理化の話につきましては、この型式につきまして、認定の品質が確保されることを前提といたしまして、この型式の範囲の拡大、認定内容の変更を含む手続の簡素化等の措置を検討する必要があるというものでございます。

また、③仮使用承認制度の合理化につきましても、指定確認検査機関の仮使用の承認を受ければ、建築主は仮使用できるよう制度の合理化を図る必要があるとしてございます。これについてもパブコメが出ておりますが、基本的には合理化をしてほしいというようなご意見が多かったものでございました。

13ページの(4)に移ります。定期調査・検査報告制度の維持保全のあり方に関してでございます。定期調査・検査報告制度の見直しに関しまして、この定期調査・検査報告の報告率の向上に向けて、まず特定行政庁による安全確保の取り組みを徹底するということ。17行目でございますが、不特定多数の方ですとか高齢者の方などが利用する建築物などの安全性の確保を徹底すべき建築物、昇降機などにつきましては、法令により一律に定期調査・検査の対象とする。それ以外のものにつきまして特定行政庁が地域の実情に応じた指定を行うことかできるという制度の見直しを行うということ。

防火設備に関しましては、専門的な知識と技能を有する方に検査をさせる仕組みを導入するということ。また、調査、検査の方法、判断基準をより具体的に定めるということ。処分基準の明確化を図りまして、この調査を行った方の処分を徹底するとともに、資格者の資質向上を図るための講習内容の充実を図るということ。

また、昇降機などの維持保全に関しましては、保守・点検や運行管理が行われるよう、所有者の方を指導する必要があるというものでございます。

これに関してのパブリックコメントは、横表の11ページに記載してございます。

定期調査・検査の報告率の向上に向けた施策が必要であるというご意見。また、立入検査を徹底することは、現在の特定行政庁の体制ではなかなか難しいというご意見。調査項目を合理化して、所有者の負担軽減を図るべきというご意見。建築設備を専門的な知識として使うためには、現行の建築士ですとか民間の点検制度、資格者制度の活用、現行の、民間のもののが活用が重要ではないだろうかというご意見がございました。また、この規定の対象も特行の部分、特定行政庁がやるという部分がございますが、全て国が定めるほうがすっきりするのではないかとというようなご意見がございました。

これにつきましては、原文のままとさせていただけないかというものでございますが、一つは、まず行政として建築物の安全確保を徹底するというのが、体制に関してはやはり

必要なんだろうし、執行体制の確保という方面でむしろ受けるべきではないだろうか。定期調査・検査・点検項目、これらにつきましては、具体的な運用事項でございますので、今後も必要な見直しをというように考えているというものでございます。

続きまして、Ⅲ、その他でございます。13ページの最後のところでございますが、技術的基準に適合しない新たな構造方法等への対応についてでございます。

14ページに回っていただけますでしょうか。2のところを説明させていただきますが、国は現行の技術的基準に適合しない新たな構造方法等につきまして、必要な性能を有する場合には国土交通大臣が認定を行って、実用化を可能とする仕組みを創設すべきであるというものでございます。

これに関しましては、社会的ストックを活用するために合理的な改修方法等も含めて、いろんな検討が必要というご意見をいただいております。これは技術性能規定化で対応しきれない技術的基準のお話だと思いますので、原文のとおりという形に整理させていただいております。

iiの建築物の事故等に関する調査の充実でございます。これについては、一番最後の37行目、38行目の周辺でございますが、現在が、どんな状態が不合理なのかをきちんと文章として明確にするべきではないかということで、原因究明のために必要な情報等の要請を関係者が拒否するようなケースがあるということをご記述させていただいております。

15ページをめくっていただきまして、これの中身に関しましては、国はこの事故・災害等が発生した場合に原因究明の体制を確保するために、国もみずから必要な調査を行えるようにすべきであると。また、この調査体制について取り残しがないような調査体制をきちんとつくる必要があるということで、具体的に、「建築物への立入調査に加え、所有者、設計者、施工者、建築設備等の製造者、維持保全に関わった関係者などから報告徴収を行う」という形の、中身につきまして明記させていただきます。

これについてはパブリックコメントのほうの12ページになりますが、代替意見が2つございますが、1つが遡及適用に関する規定を見直す必要があるのではないかという意見がございます。これに関しましては、次に説明します、今後の引き続き検討する課題という形で記載をさせていただいております。

また、鉄道事業者の設ける昇降機など建築物以外のものについてはということに関しましては、これはもう既に社会資本整備審議会昇降機等事故調査部会で、建築基準法以外のものにつきましても調査の対象としておりますので、現行法については原文どおりとした

いと思っております。

最後に15ページにまた戻っていただきまして、引き続き検討すべき課題についてでございます。これに関しましては、委員の先生、皆様から多数のご意見をいただき、書き直しをさせていただいております。

まず19行目のところで、引き続き、建築法体系勉強会において提起された事項を踏まえて、いろいろな検討が必要であるということ。また、28行目以降になりますが、引き続き検討すべき課題として5点。

1番が「新たな技術開発の促進とそれを踏まえた更なる性能規定化に向けた建築基準整備のあり方」について。

2番が「小規模な建築物に係る建築確認・検査のあり方、遊戯施設等に係る法規制のあり方等も含めて、建築物の安全性等を確保するためのより実効性のある建築規制のあり方」。

3番目が「既存不適格建築物の改修・増改築促進策等の既存ストックを有効に活用する観点からの建築規制のあり方」。

4番目は、「持続的かつ的確に建築行政を執行するための体制整備のあり方」。

5番目が「より良い建築・まち・環境づくりに向けた建築基準法のあり方」についてでございます。

私のほうからの説明は以上でございます。

**【部会長】** どうもありがとうございました。これについては、12月のこの建築基準制度部会のほうに、第1案というのをご提出いただき、それについて、各委員には、年末年始にわたりましてご意見を出していただいた経緯がございます。まずパブコメ前にご意見をいただいたりしたのが、大きく言えばこの赤で書かれたのがパブコメ前に各委員の方々からいただいたもの。それで、1月に入りまして、パブコメをしながら、事務局のほうで再度また各委員の方にご意見を求めた経緯がございまして、それが各委員からの指摘番号でいくと、わりと後ろのほう、あとになって意見を言った人と、そのような資料になっております。

ということで、この赤をとると比較的、パブコメをかけて、それについての修正事項というのが、これは主に青字になるんですかね。なると思います。

**【事務局】** はい。

**【部会長】** 今、事務局からお話がありましたように、パブコメの内容がこの参考資料1にありますけれども、よりきつくすべきだ、より緩くすべきだと、わりと両論併記の中

でこの中があるのは、そう偏った提案ではなかったかなというふうな感触も受けるよう  
ございます。

それでは、議事を進めたいと思いますけれども、進め方としては、恒例のように、まず  
意見交換の前に資料の確認ということで、今、事務局からご紹介のあった参考資料3につ  
いて、何かご質問ですね。質問事項はございますでしょうか。それから、各委員からのい  
ただいたご意見を中に取り込んだ資料になっているんですけども、そのつもりではなか  
ったというようなものがありましたら、ページ番号と大まかな行あたり、それをご指摘の  
上、質問をしていただければと思います。まずは質問ということで時間をとりたいと思  
います。いかがでございましょうか。各委員の方々。はい。じゃ、お名前を。

【委員】 ○○です。すみません。参考資料3の7ページの③構造適合性判定の対象と  
いうところの22から26なんですけど、この項の全体の趣旨は、私も質問し、ご説明いた  
だいて、理解したつもりなんですけど、この22から26に書いてあること自体はわかるの  
ですが、何ていうか、で、何を言いたいのかというかですね。ここに書いてあることの心  
は何なのかというか、要するに、この書いてあるとおりなのではしょうけども、ここから何  
を言いたいのかと、ちょっとよくわからないのもう一回教えてもらってもいいですか。  
毎回同じことを聞いて恐縮なんですけど。これは22から26ですね。

【事務局】 これについてはもう、まさに現状を列記しているところですので、現状が  
どうなっているかということをご説明しているということなんですけども。

【委員】 ええ。だから、それはわかるんですけども、だから、ルート2というのは比  
較的にここに書いてあるような小規模というかですね。わりと簡単なというか、ちょっと言  
葉はあれですけども、建物なのだということの確認だというふうに理解していいんですか。  
だから、合理化の余地があるということですか。

【事務局】 ええ。まさに、もともと小規模なものに適用されるんですけども、どんなもの  
に使われているのかということをご説明している理由には、特段、改正の理由  
という意味で書いているわけではないんですけども。

【委員】 そうなのですか。いや、ちょっと私は建築の専門家ではないので、sのよう  
なものが対象になっているということから、何らかの結論が導かれるという趣旨で書いて  
おられるのかなと、ここがよくわからないものだから聞いているだけなんですけど、この  
ような現状だということは事実として受けとめますけども、だから、特にどうということ  
ではないと言われてしまうと、何で書いてあるのですかという。

【事務局】 ほかもそうなのですけども、一応、現状ずっとこう、最初に書いて、それから、改正の現状の課題みたいなものになっているので、改正をするための現状の課題みたいなものをむしろ後ろのほうに書いてあるということで、前は少しその辺が混同されていたので、現状を前のほうに持ってきて、後ろのほうで課題を整理させていただいたというのが今回この部分の見直しの趣旨なのですけども、特段この小規模になっているから改正するという趣旨で書いているわけじゃないのですけれども、そのような意味できちんと整理をさせていただいたつもりなのですが、もう少しはつきり書くことができないかとおっしゃれば、それは書くことは可能かと思います。

【委員】 いやいや。そういうご趣旨なのですね。

【事務局】 はい。

【委員】 ああ、すみません。わかりました。

【部会長】 はい。どうもありがとうございました。今、〇〇委員からお話のあったように、この構成は、ごらんになったらわかるように、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲで大きな3大枠組みがあって、それぞれの中に今どのような制度の現状認識があって、どういう制度だからというのがあって、その次に2番目に言えば、講ずべき施策というのがこの本部会から指導課のほうに出す意見ということになります。あとで出るところかもしれませんが、それに対応するのが12ページだと思いますので、そのところで〇〇委員からご意見があれば、その場を出していただければと思います。

ほかによろしゅうございますか。現状認識というのか、まず資料としてはこのような構成をとって、この赤を含めたものが各委員、皆様方からいただいた意見、それから、パブコメの意見を取り込んだ、これが今の原案ということで。

さて、それでは、よろしゅうございますかね。次に、意見交換に移りたいと思います。意見交換、進め方でございますけれども、できれば大きくⅠ、まず木造関連基準のあり方、これも目次を見てわかるように、現状と課題というのと、それから、2番目にして、講ずべき施策というのがございます。まず木造建築をやらせていただいて、次に、2番目の効率的かつ実効性のある確認検査制度のあり方。それで、3番目に、その他というのはちょっと変な言い方ですけども、主には、昇降機等を扱うような問題とか、それから、新しい構造方法への適用といったような、Ⅰ、Ⅱのほうではまとめ切れなかったものがここに入っていると。

では、1番の木造建築関連基準等について。ここの部分について、皆様方のご意見を交

換したいと思うんですけど、それはいかがでございましょうか。何かこの項について、1番について。

パブコメについては、この推奨基準という言葉、用語を変えたということですね。ほかは、あとは多分、委員の方々からのご意見だと思います。

【事務局】 それはⅡのところですか。

【部会長】 次のところ。Ⅱのところか。

【事務局】 はい。Ⅰのところは「示す」と「定める」という言葉です。

【部会長】 Ⅰのところは、「示す」と「定める」ですね。「定める必要がある」か、「示す」かという。

どうでしょうか。よろしゅうございますか。これを、この部会のまず原案としてご了解いただけますでしょうか。また最後に全部のご了解はとることにいたします。

では、それでは、次にⅡですね。効率的かつ実効性のある建築確認制度等のあり方。比較的、資料が大きくて、5ページから13ページまでにわたるところでございまして。これも先ほど〇〇委員からご質問がありましたように、現状と課題という現状認識と、そこからどういう問題点があるかというのを拾って、Ⅱのほうに講ずべき施策ということでの部会からの提案事項ということになっております。いかがでしょうか。ここの部分につきまして。はい、どうぞ。

【委員】 〇〇でございます。11ページですね。幾つか意見を出ささせていただいて、また個別にもメールでやりとりさせていただいて、大分理解ができましたのですが、要は、11ページの2つ目のポツ、①の手続き等の見直しの中の2つ目のポツで、今度、広域的な業務を行う機関については、国交大臣が指定できるようになって、その中から都道府県知事が選択するという仕組みだということがわかったわけですが、一つ、課題の中で、そのある地域、ある都道府県では、選択肢が非常に限られている場合があって、そこは問題だということが今までいろいろな議論の中で出てきて、それを一つ、解決する方法としてこういった国交大臣の指定による全国的な機関を選べるようになるという道筋ができたのかなと思うのですが、最初のポツのほうでは、建築主がその適判機関等を選択できるようになったと言いながら、もし都道府県知事が国指定の全国的な機関があるにしても、その都道府県知事がその中から選択しないと、実質的にはやっぱり限られてくるのではないかという懸念があるわけでございます。

これについてはパブコメの中の回答の中で、7ページですか。参考資料1の7ページの上

のほうですかね、主なご意見の中の3つ目の丸で、私が申し上げたような、「申請する機関の選択肢を増やすべきだ」という意見、パブコメに対しまして、ご回答のほうで、「複数の機関が指定等されるよう都道府県知事に対して要請してまいります」というご返事で、そのあたりで可能性があるのかなと思います。

確認したいのは、ここで「指定等」とある、「等」という言葉は、その辺のことを踏まえて入れられたことなのかということを確認したいということで、そうであれば、その辺の要請が、有効性を持ってやっていただけるようお願いをしたいということでございます。

以上です。

**【部会長】** 案で言えば、11ページの国が機関の指定、代行等を行う、この「等」の意味合いというのか、そこに対するご質問ですね。

**【委員】** そうですね。それが実効性ある運用をしていただきたいという意見でもあります。

**【部会長】** それは意見ですね。では、事務局、どうぞ。

**【事務局】** パブリックコメントの回答ではこのような形で書いてあります。もう少し詳しく申し上げますと、やはりこの制度自体が、もともと都道府県知事が構造計算適合性判定を実施するという主体になっているので、その代行をする機関であれば、やはり全く都道府県知事が関与しないというのは難しいだろうということで、国が一律に複数の県でやるような機関については指定をするのですけれども、業務を委任すると言いましょか。委任することについては、都道府県知事にやはりある程度判断権限を持たせる必要があるだろうということで、そのような制度設計ができないかということを考えているところでございます。

したがって、この「等」というのは、いわゆる業務を委任するかどうかということを含んでいるということなのですけれども、おそらく国が指定した機関ですから、今までよりも一応能力的には認められている機関ですから、公共団体側も指定をしやすく、委任をしやすくなるだろうということが一つと、それから、今後この制度全体は構造計算の適合性判定員は資格登録制度を設けまして、場合によっては、不適切な審査を行った場合には処分ということになると、それに伴って機関自体の処分ということにつながってまいりますので、そういったようなことを考えると、やはり県もできるだけ複数の機関を指定しておくほうが好ましい面もありますので、そういったことをよく都道府県知事、都道府県に対してご説明をして、できる限り複数、たくさんの機関が指定されるような方向でお話

を進めて行きたいなというふうに考えております。

以上でございます。

**【部会長】** どうもありがとうございました。よろしゅうございますか。今、事務局のお話を私なりに理解すると、運用段階において、今、〇〇委員ご指摘のようなことに対する心配は排除したいと。

ほかに。よろしゅうございますか。じゃ、〇〇委員。

**【委員】** さっきのところですけども、12ページの2行目から5行目ぐらいまでのところで、さっきの質問と関連しますけども、「十分な審査能力を有すると判定された」というんですけど、どのように判定するかどうかというのは今後の検討課題ということですよしいんですか。それはわかりましたけども、ただ、ちょっと気になるのは、基本的な考え方、思想の問題として、この参考資料にも入っていますが、要するに、適判制度というのは、ピアチェックというふうに言われているわけで、ここにもそういう言葉が出てきますけども、おそらくそれはきちっとした能力を有する者がダブルチェックするというそのような基本的な発想だと思うのですが、実際の現状において不十分な能力のある人がいることは事実かもしれませんが、何かその十分な審査能力を有しない人が確認をやっているということを前提にしてこのようなところで意見を言うというのはちょっと、基本的な考え方からすると問題なのではないのかと。もう十分な審査能力を有していることが前提で、さらにピアチェックするというか、ダブルチェックすることなので、その十分な能力を有する人と有しない人がいることを前提に制度を議論することにはちょっと疑問を感じます。だったら、その十分能力を有しない人はむしろやめてもらったほうがいいわけで、だから、そこら辺が何かこう、基本的な考え方の問題としてどうなのかなという引っかかりを感じるんですが。

**【部会長】** お答えありますか。

**【事務局】** これはこの構造計算という行政判定を導入するときの議論にもあったのですが、やはり当時の議論としては、いわゆる行政が、それから、指定確認検査機関側の構造計算の部分についての審査者については、必ずしも十分な審査能力があると言えない方もいらっしゃるということで、それを補う意味でこの構造計算という行政判定を導入したわけございまして、その辺は大分、改善はされてきているというふうに認識しておるんですが、ゼロになったかと言われると、まだなかなかそこまで行っていないということで、ここではきちっとしたこのルート2の部分についての審査能力を判定いたしまして、多分

一定の考査みたいな形になろうかと思うんですけども、そういったものを経て、これからという方についてのみ、きちんとその人たちがやれるようなものにするということ、そういう制度設計にしていきたいというように考えております。

**【部会長】** 関連するようなご質問等、いかがでございましょうか。

では、ちょっと私のほうから。私は建築構造とか、それから、適判のときにもいろいろ議論に加わったこともありますので、〇〇委員の論理はわかるのですけれども、いわゆる実態論として、言ってみれば、建築士にも全て設計ができるかという、私のような者でも設備の設計はできないしというようなある分野があるわけですね。それが例えば、建築士の中でも、やっぱり程度の専門性を持っている、僕らよりはもうちょっと幅が広いと思うのですけれども、それがやっぱり現状認識だと思います。その認識、その現状を認識したときにその中でも今後、今、〇〇委員がご心配なのは、ルート2が適判にかからなくなるということについて、また違法というのか、そのような建築物が世に生産されるのではないかというご懸念が強いと思うのですけれども、ただ、今、私のほうから申し上げたように、建築主事全てが建築構造にある程度の理解を持つと、その理解を持っているのですけれども、このルート2ができるかどうかということに関しては、少し資格的な、能力的なものを課すという条件をつけて、現状の問題を解決していこうと、それがこの案になっているというふうに私は理解しております。

〇〇委員のほうからご意見があれば、どうぞ。

**【委員】** 私は別にこの書き方に反対というのではなくて、基本的な考え方にそのような違和感はないのかなというふうにちょっと思っただけで、建築を専門とする方とかから見て、このような現状を踏まえて、こういう意見を言うことについて特段の違和感がないというのであれば、私は強く反対するものではございません。

**【部会長】** はい。私だけがやっているわけじゃなくて、ほかにも建築をやってらっしゃる方がいらっしゃいますので、いや、私の言うことには反対だという方もあると思います。ぜひご意見をいただきたいと思います。いかがでございましょうか。

**【委員】** ほかのことでよろしいですか。

**【部会長】** ごめんなさい。とりあえず今のことで進めたいと思います。

特に、フォローもアゲインストもないようなのですけれど。はい。では、〇〇委員、どうぞ。

**【委員】** 今日は実務的に携わっている者とする、やはりそれは人がやることだし、

幅がやっぱり広いので、一律の能力を求めることはやっぱり無理で、その中でいかに安全なチェックをしていくかというのがこの趣旨だと思うので、そのような意味で、今回のように、ルート2を外すことで本来やるべき人材の力と能力を集中させて、そのかわり、ルート2を見る側のほうももう一度ちゃんとチェックするというのは、ある種、やっぱり適正化していくという意味ではいい方向に行っていると思うので、私は、部会長の意見に賛成したいと思います。

**【部会長】** はい。どうもありがとうございました。ほかに。構造でいくと、私の理解だと〇〇委員が建築構造。関連したご発言を頂戴してよろしいでしょうか。

**【委員】** 私は先ほどの〇〇委員の意見に賛成いたします。

**【部会長】** ほかによろしゅうございますか。〇〇委員、よろしゅうございましょうか。建築実務に携わる者は、現状認識としてそういう今のような認識を持っているので、今のこの提案というのでいってはどうかという。はい。

では、ほかのご意見のほうに移りたいと思います。では、〇〇委員。

**【委員】** 〇〇です。12ページの③ですか。質の確保のところの一番最後から2行目に、「登録等により継続的に資格者を確保できる制度を導入する」という下りがあります。これは38番ということで、そちらを見ると、これが〇〇委員のご発言でして、その趣旨のことが記載されています。それに対する回答が少しわかりにくいので、もう一度説明していただけないでしょうか。

**【事務局】** 38は、すみません。これは机上配付のほうの「委員限り」と書いてある、委員のみ配付とさせているもので、38というのは〇〇委員からのご指摘でございます。この〇〇委員からのご指摘は、適判の資格者を確保するために国による資格検定、登録制度を導入するとありますけれども、この辺の議論をもう少し専門家の中できちんとしたほうがいいんじゃないかと。その結果として、国による資格検定、登録制度等で選ぶのが望ましいというようなことでございます。これは我々のほうの意味として、これはあくまで、新しい資格制度をつくるというのを前提にしたご質問、ご意見かなというふうに考えまして、これは今回、新しい資格制度をつくるものではなくて、あくまで、現行において適判の判定員、これはもう既にありますので、その判定員は現行としてありますので、その判定員を国による資格検定、登録という点は、民間が導入と——すみません。文章がありますね。要するに、判定員として既にあるものに関しまして、その仕組みを今回、もう一回きちんつくるといっただけの話でございまして、基本的には現行の判定員という仕組みは

変わらないということが、ここと、あと、最後の現状の説明のところでもう少しきちんと書いたほうが、その趣旨が伝わるのではないかというような形で、今回、赤字を入れさせていただいているものでございます。

**【委員】**　　そうですか。そうすると、この背景情報としては、9ページの前段がそれに相当するのでしょうか。判定員は現在2,300人で、20年以降、認められていないと。これが現実としてあって、これで別に構わないということでしょうか。もう少しご説明いただけるとありがたいです。

**【事務局】**　　現状の構造計算適合性判定員というのは、この9ページの今回、追加させていただいたところのように、条文上は、いわゆる大学の先生、いわゆる構造関係の大学の先生などのほかに、国土交通大臣が認める者というような形で、特別に認められた人を判定員にできるような仕組みになっているわけなんです。現実の、当初はやはりそういった大学の先生なども大学でお手伝いいただいてというふうに考えていたんですが、現実に制度をスタートしてみると、そのほとんどの方が、この大臣が認める方という形で運用されていまして、過去2回、この認定を行っておりまして、これも実質的に講習プラス考査というような形で一定の考査に合格した方を、これは認定をするという形で進めてきたんですけれども、実はそういう制度上の仕組みをきちんと法律上に位置づけていないものですから、例えば登録をする仕組みがないとか、それから、万一、不適切な行いを行った方に対する処分のようなことも明確に規定されていないというようなこともございましたので、今回はそれをきちんと法律上に位置づけて、定型化した形で実施できるようにしていこうという趣旨でございまして、新しく、何か資格制度をつくるという趣旨ではないということを少し、きちんとわかるような形でここに記載をさせていただいたということでございます。したがって、当然これまでも国が認めていたものですから、国の資格みたいな形で構成するのが適切じゃないかなというふうに考えております。

**【委員】**　　はい、わかりました。ありがとうございます。ただ、そういう目で同じ9ページの最後の文章を読むと、平成20年度以降、新たな構造計算判定員は認められていないという、なかなか言い切っているところが、浮いているような、浮いていないような気がします。

**【事務局】**　　これは事実を書いているので。

**【委員】**　　微妙な感想を持ったということで、これは印象でございます。

**【事務局】**　　20年度以降は、そのような講習とかをやっていないという趣旨。

【委員】 やらなくても十分に機能しているという裏返しなのですか。

【事務局】 今まではある程度足りていたんですが、やはり高齢化とかが進んできているものですから、少しそのようなものを今後検討していく必要があるだろうということでございます。

【委員】 はい。ありがとうございます。

【部会長】 建築士のように毎年試験をやっているような制度ではなくて、しばらく試験というのはこの認定ですかね。何をやっているのですかね。それを実行していないと。だから、そういうのをちゃんとやっぱり制度化したいという。

はい。では、〇〇委員、どうぞ。

【委員】 今、名前が出たからしゃべるんですけど、これはもともと〇〇委員が欠席のときに、代弁したつもりではありませんが、新しい制度であれば、少し専門家と相談がいるということでした。そのような趣旨ではないという回答があったので、これに関しては、私は意見を言っておりませんが、もう一方で、構造の専門家の方々からは、ダブルチェックという、特に適判というのはもう少し合理的にならないかという意見が常に出てくるわけですね。そのような意味では、長期的に言えば、もう少し専門家の人たちも新しいアイデアを提案するぐらいの構えを持って意見を出していただいたらということがありますので、当面の制度としては今ここに書かれたとおりで進めるとして、将来的にはやはり法制度の中でそこまでガチガチにやるかどうか、専門家集団の能力というか、職能性をもう少し発揮するのかという部分は、ぜひとも将来に向けて構造技術者、あるいは大学の先生方の中でご議論いただきたいというふうな期待を込めてのコメントでした。

【部会長】 はい。ありがとうございました。補足ということで、特に見解を求めるものではないと思ってよろしゅうございますか。はい。どうもありがとうございました。

ほかにこの関連についてよろしゅうございますか。

ちょっと私から、これは多分、任意の制度ですので、答申の中に踏み込むことはないと思うのですが、ぜひ運用段階においていろいろご配慮いただきたいのは、11ページで、ここで話題になっていた、方向としては、この部会としては、設計者がこの適合性判定機関を自分で選べるようになったということで、パブコメも賛否両論ありましたけれども、部会としては、現状の方法を変えるということで、認めるということで、多分このようなものがシステムとしてできると、やっぱりいろいろな意味で競争や何かが当然できるし、事前制度とかいろいろなこう、表にいつて実態的に動くと思うのですが、ちょっと

我々で、この構造の中でこのような制度が社会になったらどうなるかなという、極めて卑近な例でいくと、事前制度をある機関で受けて、実際にはBの機関に出して、何か費用をうまく、安くしようという悪い発想を持った人が出るのではないかというのをちょっと懸念しているところがございます。ですから、ぜひ、もしこういう形で。あと、建築分科会等でこの答申が認められて運用に至った段階で、やっぱり適合性判定機関というのはちゃんと、ホームページだとかいろいろな制度があるよということは、公示、告示するという努力もしなくてはいけないのですけれども、ちゃんと適正な対価でやるのだということができるよう運用にしていきたいと。あまりそこで非常に、対価を絞ったというのか、低い対価でやろうというところで、世の中のシステムが動かなくなるのが怖いと思っておりますので、これはもうぜひ運用の段階でご検討、ご配慮をいただきたいと思っております。

【事務局】 これは多分、適合性判定の手数料は、実は都道府県知事がやることになりますので、基本的には条例で手数料は決まっておりますので、その代行するところの手数料のほうはおそらくそれに倣ったりするようになるかと思うのですね。確認のほうはどちらでもいいという仕組みになっているので、民間のほうは自由に設定できますけども、これは完全な代行になりますので、いわゆるこれは技術者の、公的料金、公共料金みたいなものの扱いになろうかと思っておりますので、多分ご懸念のようなことはないと思いますが、念のためにそういったことはきちんと配慮するように運用していきたいと思っております。

【部会長】 よろしくお願ひしたいと思ひます。

ほかに何か。よろしゅうございますか。では、それでは、Ⅲのほうでございませう。その他。

【委員】 ちょっとごめんなさい。

【部会長】 どうぞ。

【委員】 すみません。今、適判だけやっているのかと思つて、ちょっといいですか。

【部会長】 はい。どうぞ。

【委員】 型式適合認定の合理化のところ、結論としては、範囲の拡大、それから、手続の簡素化等となっているのですが、私自身は、型式適合認定を受けた建物の事件はやったことないのですけども、型式適合認定についての情報の公開というか、その辺はどうなっているのかという。つまり、何か問題が起きたときになかなか、私自身やったことないのですが、ほかの弁護士から聞くと、資料が出てこないとか、メーカーのほうで出さないとか、ちょっと聞いているものですから、例えばそれを情報公開とか、国、国土交通省

に言えば全部出てくるようなものに今なっているのかどうかだけ確認しておきたかったのですが、簡素化するとか何とかとなっていくと、どんどんまたブラックボックスに入っていくのではないかという懸念もあるものですから、よくわかっていないので、質問がずれているかもしれません。

**【事務局】** まず情報公開につきましては、これは実は確認、型式認定については民間の認定機関がやっていることになっているので、おそらく知的財産にかかるようなところはなかなか難しいのかなということだと思うんですけど、基本的な情報は多分、開示できるのではないかと思います、その辺、民間の機関のほうでどういうふうな運用をするかということについてはちょっと、今私どもも把握していないので、少し調べましてご報告させていただきたいと思います。

それから、ここで言っている手続というのは、実は変更の手続みたいなものが今ないものですから、例えば法令改正で一部の部品をどうしても変えざるを得ないというときに、もう一回取り直しをしなければいけないというのが。コストの面です。認定の手数料とか、それから、資料もまた全部出し直さなければいけないというようなことがいろいろ弊害として言われてきているものですから、必要な部分はきちんと、審査のために必要な分は出していただく必要があるかと思いますが、改めて、いわゆる変更に関係のない部品については、その手続き上も必要ないような形にするというので、合理化をするという趣旨だと思いますので、中身が審査自体を不十分になるようなことは絶対ないような形で運用していく必要があるというふうに考えています。

その意味で、文章的にもちゃんと、一定の性能がちゃんと確保されるということを文章中にも明記させていただいておりますので、それを踏まえて実施していきたいというふうに考えております。

**【部会長】** ○○委員、よろしゅうございますか。多分、今おっしゃったのは、知的財産権もある程度関連しているので、一方的に行政命令みたいなものでは出せないという。

**【委員】** ええ。わかっています。ですから、そういう限界を踏まえつつも、やっぱり何か問題が起きたときにきちっと検証するための資料も必要になるので、そこについての配慮というのも何かこう、そういうニュアンスを少し出していただければという希望だけ言っておきます。何でもかんでもという趣旨ではございません。

**【部会長】** はい。どうもありがとうございます。

**【事務局】** その点については少し検討させていただきたいと思います。どこまででき

るかということも含めてですね。

【部会長】 それでは、Ⅲ、その他のほうに移ってよろしゅうございますでしょうか。では、その他のところで、技術的基準に適合しない、それから、昇降機関係の高度な問題というのがここでまとめられているところがございます。13ページから15ページまでの部分についてです。何かここについてのご意見等ございますでしょうか。

昇降機関係でいくと、14ページの後ろがわりと強く出て、調査権限の創設ということまで部会から出すということがございます。ただ、部会から出ても法律的にこれが日本の法制度の中でなじむかどうかは別でございますけども、我々のほうからの意思表示としては創設というところで。ただ、できるかどうかは。

【委員】 ありがたいことです。

【部会長】 よろしゅうございますか。事故調査部会の〇〇委員のほうからご了解いただきました。

【委員】 ぜひ、お願いを致します。

【部会長】 はい。それでは、どうでしょうか。Ⅲはよろしゅうございますか。

では、次がⅣですね。施策の実現に向けての検討すべき課題ということで、前回より少し大ぐりにしたというのかですね。変わって、5までございます。それから、全体の、これはちょっと私と事務局で話し合ったときに、もう建築基準法も60年を超えて高齢化ではないのですが、全体的に大きな見直しも必要じゃないかという。ただ、その議論については、前のときに〇〇委員が部会長をされた勉強会の中でのまとめでございますので、ここで書くというよりは、勉強会のほうの資料をここで引用するという形にした資料になっております。

【委員】 勉強会は部会長が委員長でしょう。その前の検討会が私です。すみません。

【部会長】 いえいえ。ということで、Ⅳという形でまとめさせていただいて、特にご意見ございますか。よろしゅうございますか。では、〇〇委員。

【委員】 1点だけ。大変些細なことなのですが、私にとってはそれほど些細ではないのですが、要望なのですが、最後に、「既存ストック」という言葉があるんですけども、「既存建築ストック」というふうに今後言っていただいたほうがいいかなと思います。「ストック」というのは非常に幅広な言葉なので、我々は建築のことを扱っているので、「既存建築ストック」という言い方のほうが望ましいかと思います。

以上です。

【部会長】 はい。32行ですね。

【委員】 これは変えなくてもいいんですけども、今後への要望です。

【部会長】 ええ。ここは、「既存不適格建築物の改修」というのが頭にあるから、またここに「建築」を入れなくても、まあ、読めるということは読める。これは全く、事務的な処理をとということにさせていただきますでしょうか。今の〇〇委員からの「既存建築ストック」と、建築分科会並びに建築基準という形ですから、今後はそういう言葉を使うということにしよう。ここに「建築」を入れるか、入れないかはもう全く事務的な処理という形で、入れるか、入れないかはもうお任せいただくということで、ご提案の〇〇委員、よろしゅうございますか。

【委員】 はい。ありがとうございます。

【部会長】 よろしゅうございますか。

それでは、最後、「おわりに」でございます。ここはあまり大きな話で、的確にやれということでございますので。

それでは、この資料に関して、皆様方からご意見をいただいて、最後の〇〇委員からお話いただいた、型式認定のときの資料提出について。これは事務局のほうから、少し表現的なことは考えるということで、それは内容をご理解いただいておりますので、これもお任せいただくということでよろしゅうございますか。

【委員】 はい。

【部会長】 〇〇委員からお話いただいたのもお任せいただくということで了解いただいております。特に今日いただいたご意見の中で、積極的にこの文章は変えろというふうなご提案もなかったと理解しております。それでよろしゅうございますでしょうか。

(「はい」の声あり)

【部会長】 それでは、本日の意見交換を踏まえまして、この一次の案、先ほど申しましたように、〇〇委員のご提案についてはちょっとお考えいただくと。それから、〇〇委員からの修文に関しては、これは全く事務的に対応するということで、それを前提で、この第二次報告案、これを本部会の案として、案をとらせていただくということ、ご承認いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【部会長】 よろしゅうございますか。異議のある方が手を挙げていただければいいかな。はい。それでは、異議がないということで、この(案)をとって、成案といたしたい

と思います。

後ろのほうに本部会の経緯がございます。開催されたのが、諮問を受けたのが、先ほど申しましたように24年8月で、こちらの制度のあり方をし出したのが3月18日からということで、約8カ月ぐらい、長い期間にわたってご審議いただきまして、どうもありがとうございました。

先ほどご承認いただきまして、(案)をとったものにつきましては、この後の建築分科会において報告させていただきたいと思います。委員の皆様方においては、先ほど申しました8カ月にわたるもの。それから、今年の年末、年頭においては、各委員の方からいろいろなご意見をいただいたことについて、広くご協力をいただきましたことについて、部長として謝意を表したいと思います。

以上で予定した本議事を終わらせていただきたいと思います。

では、今後の予定について、事務局のほうに司会進行をお渡ししたいと思います。

**【事務局】** どうも大変長い間ご審議いただきまして、ありがとうございました。今後この部会の開催につきましては、また部長とご相談した上で改めてご連絡をさせていただきます。

なお、いつもどおりでございますけれども、この本日の議事につきましては、議事録を私どもで作成をした上で、委員の皆様方にご確認をいただきたいと思いますので、その際にはよろしくお願ひしたいと思います。

最後になりますけれども、事務局よりご挨拶を申し上げます。

**【事務局】** 委員の皆様には日ごろから建築行政、大変お世話になっておりますことを改めて感謝を申し上げます。また、今日はお忙しいところご出席いただき、熱心なご討議をいただきまして、まことにありがとうございました。

これまでの経緯、最後に一覧がございましたので、詳しい説明は省きますけれども、昨年の答申をいただきました耐震改修法につきましては、昨年の11月25日に施行させていただいております。これは法律とあわせて補助制度をつくらなきゃいけないというのが一番みそなんですけれども、少なくとも耐震診断の補助制度が、主な都道府県、政令市、ほとんどこの春には出そろってくるのではないかなというふうに思っております。改修法はまだ、診断の様子を見ながらというところが多いものですから、時間との勝負もございませうけれども、引き続きしっかり都道府県にも取り組んでいただくようお願いしてまいりたいというふうに思っています。

今日の報告でございますけれども、先ほどご議論の中で、この後、法律にしなきゃという話がありました。思い返しますと、昨年はこの報告いただいて、ほとんど直後に閣議決定が実はされています。調べていただければわかるんですけれども、かなり委員会のほうの議論が少し時間的にずれ込んで、法案の策定がされるのは裏のほうでは進めたということなんですが、今回この基準法をぜひ今度の国会に出したいと思っていますけれども、予算関連でも補正関連でもないものですから、順番が後のほうになりまして、今、鋭意、ほんとうに詰めまでいっているのかな、という状況でございます。せっかくいただいた中身を取りこぼすことのないように、しっかり法律案にして、そして、国会にお願いをして通していただき、それをもとにしっかり建築行政の充実につなげていくということにしてまいりたいというふうに思っております。

担当者一同、誠心誠意、一生懸命やりますので、引き続き応援をよろしくお願い申し上げます。まだ宿題は残っておりますけれども、これも項目をまとめましたが、思い返しますと、あんな議論もあつたな、こんな議論もあつたなということで、これまで越えてきた山よりもはるかに高い山がたくさんあるような気もいたしますけれども、引き続きよろしくお願い申し上げます。

今日はまことにありがとうございました。

**【部会長】** 事務局からのご挨拶、どうもありがとうございました。

それでは、予定時間より少し早く終わりましたけれども、以上をもちまして、本日の建築基準制度部会の審議を終了させていただきたいと思っております。

なお、建築分科会が少し間をおいて開かれるようでございます。ご関係の方々、お残りいただければと。

どうもありがとうございました。

— 了 —